

学生用

平成 29 年度

大学院履修手引

群馬大学大学院社会情報学研究科

目 次

社会情報学研究科カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	1
1 社会情報学研究科の概要	2
2 履修方法と開設授業科目等	4
開設科目及び担当教員	7
教員の専門分野及び指導可能な研究テーマ	8
授業科目・講義内容一覧	10
3 修士論文の提出等要領	14
4 修士論文発表会実施要領	14
5 高等学校教諭専修免許状(情報)について	15
6 諸手続等	16
7 休講措置	16
8 群馬大学大学院学則(抄)	17
9 群馬大学学位規則(抄)	25
10 群馬大学大学院社会情報学研究科規程	28
11 群馬大学大学院社会情報学研究科の短期修了に関する内規	30
群馬大学社会情報学研究科研究室名一覧	31
社会情報学研究科・社会情報学部教員研究室等配置図	32
大学院社会情報学研究科・社会情報学部施設利用心得	33
荒牧地区配置図	裏表紙の裏

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）～このような教育を行います～

- 1 「高度専門職業人」及び「実践的研究者」養成のための教育
- 2 社会情報学の基礎を身につけ、高度情報社会の特質を専門的・多角的に読み解く力や問題解決能力を養成する教育
- 3 メディアと社会・文化・組織・個人に関わる課題を発見し、質の高い意思疎通、先進的な科学的思考とスキルによって、行政・経営の領域で解決策を提案できる能力を養成する教育
- 4 学際的・総合的な知識と思考能力を強化し、応用できる能力を養成する教育
- 5 自ら設定したテーマに沿って調査・研究活動を進め、それを論文やプレゼンテーションとして結実させる能力を養成する教育

○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）～このような人材を育てます～

修了要件を満たした次のような者に修士の学位を授与します。

- 1 人文・社会科学、情報科学の知識に基づいた社会的洞察力・状況分析能力・科学的思考力を有し、情報社会の諸問題に活用できる者
- 2 行政・企業・NPO等の各種組織における意思決定に、具体的・実践的に関与できる者
- 3 社会情報過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って、情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や、地域社会における多様な組織の在り方を考究できる者

1 社会情報学研究科の概要

(1) 研究科の目的

本研究科は、社会情報学の深化と発展を図り、社会的・時代的な要請を受けて活躍することのできる「高度専門職業人」及び「実践的研究者」を養成することを目的とします。「高度専門職業人」とは、人文・社会科学、情報科学の知識とそれに基づいた社会的洞察力・状況分析能力・科学的思考能力を駆使して、行政・企業・NPOなどの各種組織において意思決定に具体的・実践的に関与できる人材を指します。「実践的研究者」とは、社会情報過程の主体としての人間と情報化の共存という視点に立って、情報化の進展に伴う経済・社会・産業の諸問題や、地域社会における多様な組織の在り方を考究できる人材を指します。

その目的を実現するために、本研究科は、現代社会に氾濫する多種多様な情報を的確かつ選択的に把握し、またそれを主体的判断に基づいて加工し、新たな情報発信により情報化社会に積極的に関わって行くことのできる能力などを有する多様な人材を育成するための教育研究を行います。また、社会人の再教育を通して地域社会への役割を果たすとともに、国際社会における人材養成への貢献のため、積極的に外国人留学生の教育研究指導を行います。

(2) 研究科の構成

本研究科は、幅広い人材育成のため、次の2つのコースを設けます。

① 社会情報システムデザインコース

本コースでは、科学的に妥当な社会実験・シミュレーション・データの結果に基づいて、社会システムをデザインできる人材を育成します。

例えば、政策担当者には、財政状況がひつ迫する中で政策のスクラップ・アンド・ビルトが求められています。そして担当者は政策の改廃に際して、エビデンス・ベースト・ポリシー(Evidence-Based Policy)の策定のため、過去の単なる慣行や圧力団体の影響を排し、科学的に信頼できる統計情報を市民や政治家への客観的な材料として提示する能力が求められています。

また、企業経営者や管理者には、いわゆるエビデンス・ベースト・マネジメント(Evidence-Based Management)を実行できる能力が求められています。具体的には、これまでの企業・事業戦略やオペレーションを科学的に評価できるだけでなく、投資案やビジネスモデルのリスクやリターンなどを妥当な方法でシミュレートし、経営上の意思決定を科学的に行うとともに、マネジメント・システムをデザインする能力が必要とされています。

このように、政策や組織といった社会の様々なレベルにおいて、システム・デザインのための実証的なアプローチへの要請がますます高まっているといえます。このような社会的要請に応えるために、社会情報システムデザインコースでは、社会から情報を獲得する力、データを分析する力、結果を分かりやすく報告する力を養うためのカリキュラムを提供することで、実証結果に基づく社会システムのデザインができる人材の育成を目指します。

② メディア社会構想コース

本コースでは、メディアへの着目を基礎に、望ましい新たな社会のあり方を構想します。本コースの「メディア」は、狭義のマスマスメディアやパーソナルメディアだけでなく、それを支える電子的な技術や人間本来の言語的・非言語的なコミュニケーション能力などを含むより広い概念です。また、「社会」には、法的、経済的な意味を含む広範な社会システムの意味を込めています。こうしたメディアと社会の双方の視点を備えた社会貢献性の高い新しい職業人が、本コースで育成する人材像です。

通常、企業や行政の組織はその目標達成のため日々システムの最適化を図ります。しかし、例えば、マイナンバー制度の導入、ヘイトスピーチの規制、行政文書やカルテの開示など、人々の価値観が関わる問題では、単なる最適化手法を超えた深い構想力が必要になります。また、例えばワークシェアリングやワーキングプアなどの複雑な社会問題の解決には、質の高い意思疎通能力を伴う構想力が求められます。

本コースでは、こうした高度情報社会の人々の価値観に関わる諸問題を、メディアと社会の双方の視点を備えた幅広い意思疎通能力を通して解決していく人材を育成します。

具体的には、政策担当者には、メディアと社会について十分な知識をもち、言語、倫理、歴史の諸側面からの深い洞察に基づいて、多様なステークホルダーと未来志向的なコミュニケーションをとることができる人材が求められます。また、企業経営者や管理者には、流動化・複雑化する社会環境の中で、新事業の創出、ダイバーシティを踏まえた雇用のあり方、地域の活性化等の課題を発見し解決する能力が求められます。本コースでは、こうした要請に応えられる人材の育成を目指します。

(3) 教育目標・カリキュラム・指導方法

教育目標

「研究科の目的」に従い、「高度専門職業人」及び「実践的研究者」を養成します。これらの人材を養成するため、本研究科では、社会情報学を構成する人文科学・社会科学・情報科学の諸科目を配置した、学際・総合的学修が可能なカリキュラムによる教育を行います。このカリキュラムに基づいて、情報処理技術の一層高度な社会的活用方法と、人間の意識と行動の社会情報学的把握方法、社会情報過程全般にわたる情報の高度な運用方法を修得させ、人間生活と調和のとれた情報化の在り方を考究する力を培います。同時にこれらの知見を活用して、地域社会、経営、行政など高度情報社会の各所で生じている先端的かつ実践的な取扱いが必要とされる諸問題や各組織の在り方を検討し、これらに対する的確な意思決定、問題解決及び新規事業形成を研究する能力を涵養することを目標としています。

また、本研究科は、高度な研究を目指す専門教育はもとより、行政・企業等の組織人の再教育やキャリアアップ教育、一般社会人の学問的考究心を満たす生涯教育、そして国際社会の発展を担う世界各地からの研究留学生、交流協定締結校等からの短期留学生などの外国人留学生の教育を積極的に行います。

カリキュラム構成

本研究科のカリキュラムの概略を示したのが6ページの「科目区分図」です。

次のような相互に連関性を持った4つの「科目群」に配置された科目を段階的に学びます。これらの科目は、各研究領域に関連する問題や課題を、常に情報及び情報社会との関わりを意識しながら分析し結論や解決策を提示するという、「社会情報学」に関する理念・知見・研究方法を学べるように配置されています。

①共通基盤科目	2コースに共通する科目群で、社会情報学の高度な学習及び研究を実施する際に、その基礎として必要な学問分野に関して学びます。社会情報学の理論的基礎科目であるコア理論系、方法論的基礎科目であるスキル系、及び応用情報学科目である応用情報学系に細分され、研究上の必要に応じて選択して学びます。
②社会情報システムデザインコース	科学的に妥当な社会実験・シミュレーション・データの結果に基づいて、社会システム・デザインに関する科目です。数理モデル・シミュレーションによるデザインを中心とした社会モデリング系と実証データによるデザインを中心とした社会実証系の2つに細分されています。
③メディア社会構想コース	メディアへの着目を基礎に、望ましい新たな社会の在り方にに関する科目です。メディアを理解し駆使することを中心としたメディア系と社会や組織の在り方の理解と構想を中心とした社会・組織系の2つに細分されています。
④特別研究	I及びIIからなります。修士研究及び論文作成に直接必要な指導を受けて課題研究を行います。主指導教員が開設する科目を受講しますが、これに加えて研究の必要に応じて、他の教員の開設する特別研究を受講することも可能です。

学修・研究指導方法

本研究科では、個々の大学院生の学修と研究の指導に際して、複数教員による「個人別指導」を行います。これは、社会情報学の学際的性質と、大学院生がそれぞれ抱く学術的目標の個別性の調和を図り、それぞれの研究課題の達成をきめ細かく支援するための仕組みです。

大学院生は入学当初から、指導教員チーム（主指導教員1名及び副指導教員1~2名）による連携協働指導の下で学修と研究を進めます。

大学院生は、各科目の履修計画を、履修指導用資料（別途配付）と主指導教員の指導意見を参考にして決定します。

複数教員による「個人別指導」の基本は、大学院生個々の研究テーマと進路希望です。例えば、博士課程に進学したい、研究者として働きたい、キャリアアップにつなげたい、地域の諸活動の牽引役になりたい、など、いわゆる「キャリア・パス」に応じて、指導教員チームが指導計画をたてます。大学院生は、できるだけ早く個々人の希望する「キャリア・パス」を明確にし、必要に応じて指導教員チームに相談してください。

2 履修方法と開設授業科目等

(1) 修了要件

本研究科に2年以上在籍して、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した者とします。ただし、1年以上の在学期間で修了要件を満たし、かつ、特に優れた業績を上げた者については、短期修了することが可能です。「群馬大学大学院社会情報学研究科短期修了に関する内規」に基づいて運用されますので、詳しくは指導教員チームに相談してください。

また、学位論文の評価基準は、以下のとおりです。

(修士論文)

1. 研究の目的

研究目的が学術的あるいは社会的に意義を持つものであること

研究目的が明確な問題意識と位置づけを基にしたものであること

2. 研究方法

研究目的に沿って妥当な方法論を選択した研究であること

方法論的妥当性を確認できる情報が論文内に記載されていること

3. 研究成果

研究方法、研究結果について、適切な論証と考察が行われていること

研究で得られた結果と整合性・説得性のある結論が導かれていること

4. 研究の適切性

研究は、研究倫理に基づいたものであること

学術論文として誤りや曖昧性がなく、論理的な構成がとられていること

先行研究あるいは関連研究に対する適切な引用、評価が行われており、剽窃・盗用・改竄がないこと

別に定める「修士論文作成・提出要領」に従い作成・提出がなされていること

(2) 授与する学位の種類

本研究科を修了した者には、修士(社会情報学)の学位を授与します。

(3) 履修上の原則

履修計画の作成とそれによる授業科目の履修登録は、シラバスを参照し指導教員チームの指導の下で、所定の期日までに教務システムにて行ってください。

(4) 履修方法

以下の科目群ごとに、必要単位数が決まっています（科目区分図も参考にしてください）。

②と③のコースについては、いずれかのコースを選択し（コースに定員はありません）、コースに設定された各系の科目を履修していくますが、学修の方向性に応じて、他コースの科目も履修することができます。

これとシラバスや指導教員チームから提示される履修用資料及び指導意見を参考にして、自らの進路希望を実現するために必要な研究能力を獲得できるように、履修計画（総単位数30単位以上及び修士論文）を編成してください。履修計画は、大学院生の学修・研究の進捗状況を確認しながら、適宜、指導教員チームと相談して見直しを行います。

科目群	必要単位数	備考
①共通基盤科目	8単位以上	・社会情報学特論（2単位） ・課題解決プロジェクトあるいは論文作成セミナーの2単位 ・応用情報学系科目から2単位を含むこと
②社会情報システムデザインコース	6単位以上	いずれか一方のコースでは6単位以上を履修すること
③メディア社会構想コース		
④特別研究	8単位	
計	30単位以上	

(5) 長期履修学生制度

職業を有している、家事・育児・介護等に従事するなどの事情で、学修及び研究指導を受ける時間に制約を受けるため、標準修業年限（本研究科は2年）を超えて在学しなければ課程を修了することが困難な者に対して、本人の申請に基づいて審査し、標準修業年限を超える長期履修をあらかじめ認めることにより、計画的な課程の修了と学位の取得を可能にする制度です。「群馬大学大学院社会情報学研究科長期履修学生制度に関する内規」に基づいて運用されますので、詳しくは指導教員チームに相談してください。

(6) 履修の認定

授業科目の履修単位は、試験(口頭又は筆答)又は研究報告により認定します。病気その他やむを得ない事情により受験できない場合は、追試験を受けることができます。また、試験の結果が不合格となつた場合は、再試験を受けることができます。

また、授業科目の成績評価に疑問や確認したいことがあるときは、予め定められた期間（各学期開始日から1週間程度。ただし、修了年次の最終学期については、成績評価の公開日から1週間程度）に教務係へ連絡してください。

(7) 授業時間帯

社会人学生が在職したまま履修及び研究ができるように次表のように昼夜開講制をとります。
これにより夜間の授業時間帯のみで必要単位を修得することができます。

なお、昼間及び夜間にまたがって履修することもできます。（授業時間割表は別途配付）

また、土曜日に集中講義を行う授業科目もあります。

時限	時間＼曜日	月	火	水	木	金	土
1～2時限	8:40～10:10						
3～4時限	10:20～11:50						
5～6時限	12:40～14:10						
7～8時限	14:20～15:50						
9～10時限	16:00～17:30						
11～12時限	17:50～19:20						
13～14時限	19:30～21:00						

科目区分図

特別研究 修士論文作成指導 社会情報システムデザインコース データに基づき社会を実証的にデザインする	特別研究 I (情報) 特別研究 II (情報) メディア社会構想コース 正確で質の高い情報でメディア社会を構想する
①社会モデリング系 数理モデル・シミュレーションによる 数理モディン データによるデザイン	①メディア系 數理モデリング特論 社会シミュレーション特論 意思決定科学特論 オペレーションズ・リサーチ特論 スカニズム・デザイ メディアを理解し駆使する
②社会実証系 実証データによるデザイン	②社会・組織系 社会統計学特論 社会実証特論 I 社会実証特論 II 公共システム特論 経済情報特論
共通基盤科目 専攻のすべての学生が学ぶ社会情報学の理論的・方法論の基礎科目群	
<p>①コア理論系 社会情報学の理論的基礎科目</p> <p>②スキル系 方法論の基礎科目</p> <p>③応用情報学系 応用情報学科目</p>	

(8) 開設科目及び担当教員 (平成29年度予定)

区分	開設授業科目名	単位数	担当教員	
コア理論系	社会情報学特論 (必修)	2	准教授 講師	吉良 知文 平田 知久
	コミュニケーション特論	2	教授	柿本 敏克
	理論社会学特論	2	教授	伊藤 賢一
スキル系	情報処理特論	2	教授 准教授	岩井 淳 永野 清仁
	情報ネットワーク特論	2	教授	佐渡 一広
	情報セキュリティ特論	2	非常勤講師	横山 重俊
	調査技法特論 I	1	准教授 助教	新井 康平 鳶島 修治
	調査技法特論 II	1	准教授	新井 康平
	課題解決プロジェクト	2		
	論文作成セミナー	2		
共通基盤科目	地域情報特論	2	教授	森谷 健
	環境科学特論	2	教授	石川 真一
	地域自然環境特論	2	教授	西村 尚之
	企業・産業分析スキル特論	2	教授 准教授 准教授	杉山 学 大野 富彦 新井 康平 他
	先端応用情報学特講 A	1		
	先端応用情報学特講 B	1		
	先端応用情報学特講 C	1		
	先端応用情報学特講 D	1		
	先端応用情報学特講 E	1		
	先端応用情報学特講 F	1		
	先端応用情報学特講 G	1		
	先端応用情報学特講 H	1		
	※必要に応じて開講する			
社会情報システムデザインコース	数理モデリング特論	2	准教授	松井 猛
	社会シミュレーション特論	2	准教授	吉良 知文
	意思決定科学特論	2	教授 教授	富山 慶典 岩井 淳
	オペレーションズ・リサーチ特論	2	教授	杉山 学
	メカニズム・デザイン特論	2	准教授	松井 猛
社会実証系	社会統計学特論	2	准教授	高木 理
	社会実証特論 I	2	准教授 非常勤講師	新井 康平 浅尾 高行
	社会実証特論 II	2	准教授	永野 清仁
	公共システム特論	2	准教授	小竹 裕人
	経済情報特論	2	准教授	坂本 和靖
メディア社会構想コース	現代メディア特論	2	准教授	河島 基弘
	身体メディア特論	2	教授	末松美知子
	言語メディア特論	2	教授	高山 利弘
	社会倫理特論	2	教授	山内 春光
	言語コミュニケーション特論	2	准教授	井門 亮
社会・組織系	公法特論	2	准教授	藤井 正希
	私法特論	2	教授	前田 泰
	行政法特論	2	教授	西村 淑子
	行政学特論	2	准教授	北村 純
	経営管理特論	2	准教授	大野 富彦
特別研究	特別研究 I (必修)	4	全担当教員	
	特別研究 II (必修)	4	全担当教員	
	特別研究 I (情報)	4	担当教員	
	特別研究 II (情報)	4	担当教員	

(9) 教員の専門分野及び指導可能な研究テーマ

教員名	専門分野	指導可能な研究テーマ
新井 康平	会計学 会計情報分析 管理会計	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の実証分析 原価管理論のサーベイ・ケース研究 経営計画・経営管理システムのサーベイ・ケース研究
石川 真一	生態学 環境科学 植物生理学	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事など人為による地域の生物環境改変実態の解明 地球温暖化対策としての植物のCO₂吸収量の推定 地域の自然再生における絶滅危惧植物の保全
井門 亮	言語学 語用論 関連性理論	<ul style="list-style-type: none"> 語彙概念の語用論的解釈に関する研究 関連性理論に基づいた修辞的表現の分析 発話解釈における談話標識の役割について
伊藤 賢一	理論社会学 情報社会論	<ul style="list-style-type: none"> 情報化の進展と社会変容に関する社会（学）理論の探求 社会学理論、社会学史の学説研究 青少年のインターネット利用におけるリスクとその対策
岩井 淳	社会情報システム学 意思決定支援論	<ul style="list-style-type: none"> 匿名性保証に着目した意思決定支援システムの開発 社会的選択理論の情報学的展開 電子的なコミュニケーションとストレス対処
大野 富彦	経営学 経営組織 サービス・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 観光業（特に旅館・ホテル）の価値創造と地域活性化 サービス産業の場に着目した組織マネジメント 企業経営における顧客情報の収集と活用のあり方について
柿本 敏克	社会心理学 グループ・ダイナミックス	<ul style="list-style-type: none"> 仮想世界ゲームを用いた集団内・集団間ダイナミックスの解明 インターネット環境における人間関係 食におけるリスク情報が信頼性判断に及ぼす影響
河島 基弘	社会学 比較文化論 環境倫理	<ul style="list-style-type: none"> 人間と動物の関係についての歴史的・比較文化論的考察 メディアによる他文化表象の研究 新聞や放送などマスコミ業界の問題分析
北村 純	行政学 地方自治論	<ul style="list-style-type: none"> 政策過程分析（特に国と地方の関係を中心に） 行政史の研究（特に官僚制における公文書管理について） 官僚制や政策過程を描いた映像作品の研究
吉良 知文	社会シミュレーション 数理最適化とゲーム理論 人工知能	<ul style="list-style-type: none"> シミュレーション技法を用いた社会現象の分析や課題の解決 動的意思決定モデルとその社会システムデザインへの応用 配送計画やスケジューリングなど数理最適化の実践
小竹 裕人	公共政策論 政策分析	<ul style="list-style-type: none"> 計量分析による政策選択 市民ニーズを基本とした政策立案過程の分析 地理情報システムを使った政策情報分析
坂本 和靖	計量経済学 労働経済学	<ul style="list-style-type: none"> 養育期における家庭環境と子どものその後の成長との関係 ワーク・ライフ・バランス施策の政策評価 回答拒否による推計バイアスの計測
佐渡 一広	情報科学 インターネット	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用したサービス 情報教育 プログラミング言語・処理系
末松 美知子	舞台表象論 比較演劇	<ul style="list-style-type: none"> 演劇、舞台表象に関する研究 イギリス文化・文学、日英の比較文化・文学に関する研究
杉山 学	オペレーションズ・リサーチ 経営科学 経営情報学	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価を行うための数理的・意思決定支援手法（DEAやAHPなど） 公共事業体や電力事業体などに対する経営効率分析 首都機能移転計画における候補地の総合評価

教員名	専門分野	指導可能な研究テーマ
高木 理	医療情報学 医療データ分析 形式手法	<ul style="list-style-type: none"> ・医療データを始めとするデータの分析 ・病院情報システム、特に、医療データウェアハウスの構築および運用 ・データ分析に基づく情報セキュリティ対策
高山 利弘	日本文学 言語文化	<ul style="list-style-type: none"> ・説話や伝承における言語情報の伝達 ・軍記文学および歴史文学をめぐる諸問題 ・古典文学作品や日記・記録等に基づく古代社会の諸相の解読
鷲島 修治	計量社会学 社会階層論 教育社会学	<ul style="list-style-type: none"> ・社会調査データの計量分析 ・社会階層と不平等に関する研究 ・学力データを用いた実証研究
富山 慶典	意思決定科学 集合的の意思決定論 eデモクラシー論	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に係わる記述的・規範的・支援的な研究 ・数学モデルを用いた投票や社会的選択をめぐる研究 ・公共的意思決定を支援するためのeデモクラシーに係わる研究
永野 清仁	最適化理論 機械学習 ネットワーク最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・数理最適化による問題解決 ・データ解析のための機械学習手法の研究 ・ネットワークなどの離散構造に関するアルゴリズム研究
西村 尚之	森林生態学	<ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系保全の基礎となる森林の成り立ちの解明 ・森林の長期的な変化と環境変動との関係の解析 ・森林生態系の種共存を解明する研究
西村 淑子	行政法 環境法	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟の要件 ・公害・環境訴訟及びADR ・ハンセン病行政の歴史的検証
平田 知久	メディアの社会史 比較社会学 近現代思想	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア技術、情報、利用の展開と影響に関する歴史的／実証的研究 ・アジア諸国／諸都市のメディア利用に関する比較社会学的研究 ・メディアと思想／社会哲学の連関に関する研究
藤井 正希	憲法学	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳の概念、人権の歴史、憲法成立史などの憲法総論 ・平等権、自由権、社会権など憲法上の個別的な人権カタログの研究 ・立法、行政、司法、財政、地方自治などの憲法上の統治制度の研究
前田 泰	民法学	<ul style="list-style-type: none"> ・親権者の法定代理権の範囲 ・医療行為における同意能力・同意の代行 ・私法上の各能力の判定基準
松井 猛	数理計画法 最適化理論	<ul style="list-style-type: none"> ・不確実環境下での意思決定に対する数理モデリング ・選好を考慮した効率的な最適解導出法の開発
森谷 健	地域社会学 都市社会学 地域情報論	<ul style="list-style-type: none"> ・地域メディアと住民の関わり（市民編集やメディア参画など） ・住民による地域活性化（NPOの活動やボランティア活動など） ・住民による自治（コミュニティ論など）
山内 春光	倫理学・日本倫理思想史 社会倫理思想	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の古典文学等における倫理思想の研究 ・夏目漱石の小説作品における倫理思想の研究 ・現代小説やルボルタージュ作品等を通じた日本人の生き方研究

(10) 授業科目・講義内容一覧

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
社会情報学特論 准教授 吉 良 知 文 講 師 平 田 知 久	2	現代の情報社会は、既存の社会とは異なる原理や理念に基づいて再編されつつあるが、それは新たな「情報技術」によってのみ引き起こされたものではなく、また「社会の段階的な変容」という要因からだけでは、現代の情報社会の特性を把握できるわけではない。 このような関係を捉えるために、本講義では現代の情報社会における喫緊の諸問題を事例としながら、現代の情報社会を「情報技術」と「社会変容」の双方から考察する。そして、このような考察のために必要な基礎的諸概念・諸理論をその歴史的な背景も踏まえて習得してもらうことが、本講義の目的である。
コミュニケーション特論 教 授 柿 本 敏 克	2	人にとってのコミュニケーション活動は様々な観点から捉えることができる。これはちょうど人の在り方に対する認識自体が多面的・多層的であり得るのと同じであり、それはコミュニケーション活動が人の存在にとって根元的意味を持つからだと考えられる。本講義ではこうした人のコミュニケーション活動を、主として社会心理学的な観点から検討していく。まずコミュニケーションに関するいくつかのモデルを示した後、集団間関係研究及び文化心理学研究の2領域を中心に、できるだけ具体的な問題を取り上げつつ、あわせて理論的问题についても検討を加える。受講者の積極的な取り組みが望まれる。
理論社会学特論 教 授 伊 藤 賢 一	2	この授業は、現代の社会学理論を踏まえながら情報社会の諸問題を読み解いていくことを目的とする。近代社会の自己認識として生まれた社会学理論は社会に共有される規範的構造と現実の重なりやズレを読み解いてきたが、こうした社会学的な考え方方に親しみ、各自の研究に活かすことができるようになることも同時に目指すものである。 授業は教員による一方的な講義ではなく、受講生も社会学理論の読解やディスカッションに積極的に参加することが期待される。社会学理論に関するテキストを用いる予定であるが、テキストの選出にあたっては受講生の意見も参照する。
情報処理特論 教 授 岩 井 淳 准教授 永 野 清 仁	2	他の情報処理関連科目を受講するための基礎力を提供する科目である。まず、「情報科学」としての数理的理論と「情報システム」の開発・運用に関する技術的な方法論について解説する。この上で、最近のインターネットにおける各種のサービスの問題を概説していく。本講義はいわゆる情報リテラシー教育ではなく、すでに簡単なプログラミングなど基本的な情報処理技術を身につけていることが望ましい。
情報ネットワーク特論 教 授 佐 渡 一 広	2	基本的なネットワークの利用及び仕組みを理解していることを前提に、現代の社会で欠くことのできない情報ネットワークについて、その最新の技術の紹介とサービスを中心に戸講義をする。IPv6や移動体通信（ユビキタス）などの新しいネットワークの仕組みと構築技術、及びその上でなされる各種サービスについて解説する。また、ネットワークの管理・運用、最近のe-serviceとして、電子商取引やコミュニケーション手段としてのWebサービスについて説明する。
情報セキュリティ特論 非常勤講師 横 山 重 俊	2	セキュリティは情報システムに必須とされる技術の一つであり、その中でも暗号関連技術（暗号化、認証、セキュア通信など）はその基盤技術である。本講義では、暗号の背景となる代数学、数論の基礎理論から、暗号の応用に至るこれらの技術を学ぶ。更に事例研究と演習を通じてそれらを実践的に習得することを目的としている。
調査技法特論Ⅰ 准教授 新 井 康 平 助 教 鳥 島 修 治	1	修士論文を作成するために必要となる調査技法について講義・演習する。具体的には、インタビュー、サーベイ、フィールド調査について、それぞれの妥当な方法を習得することを目指す。講義においては、それぞれの調査技法について、実際の調査を行いレポートすることが求められる。なお、講義は社会人学び直しプロジェクトの一貫として開講される。
調査技法特論Ⅱ 准教授 新 井 康 平	1	インタビューや文献研究などによって収集された「定性的」なデータの分析技法を講義する。具体的には、QCA（質的比較分析）やテキストマイニングなどの技法について講義する。また、講義内では学生自身による調査及び結果報告を行うなど実践的な演習も含まれる。なお、講義は社会人学び直しプロジェクトの一貫として開講される。
課題解決プロジェクト	2	「メディアと文化」、「公務と法律」、「経済と経営」のいずれかについて、社会の諸側面における実際の問題解決のためのプロジェクトに参加し、解決策を探求する。本科目は、社会情報学部科目「社会情報学プロジェクトA」との共同開講となる。
論文作成セミナー	2	特別研究の内容を報告させ、その研究について質疑応答を行う。これを通して、修士論文として要求される水準、研究を進める上での注意点、方法論的妥当性、必要となる知識水準など、論文作成に必要な知識及び技法を身につけさせる。

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
地域情報特論 教授 森 谷 健	2	<p>地域情報や地域メディアに関する議論を、コミュニティ形成の視点から検討する。主な内容は(1)地域社会に注目する意義、(2)地域コミュニケーションについての視角、(3)地域情報概念の検討、(4)地域メディアについての視角、(5)地域メディアの社会的機能の検討、とする。地域情報をいかに捉えればコミュニティ形成の議論と接合しうるのか、地域メディアはいかにコミュニティ形成に寄与しうるのかを講義全体として議論する。</p> <p>無論、この議論は、近年においても衰えることのない地域問題の発生や市民活動の興隆、Web上のコミュニティと地域コミュニティとの異同などの要素を加えたものとなる。</p>
環境科学特論 教授 石川 真一	2	<p>「環境の世紀」と呼ばれる21世紀において、経済活動、企業経営、産業振興などの諸人間活動は、地球環境・地域環境と調和しつつ持続的な展開を目指すことになる。本講義ではこのため基礎となる、環境の概念と生態系の成り立ち、調査計測方法、評価方法について概説し、簡単なフィールドワークを行うことにより、環境の科学的な捉え方を学ぶ。また、CO₂環境と地球環境変化、外来種・絶滅危惧種と生物多様性、生態系の構造と機能といった重要な社会・環境情報に関して、その情報収集・解析方法を学ぶ。これらによって、今後の人間活動と地球環境・地域環境の持続的な調和方法を科学的に考察する力を身につける。</p>
地域自然環境特論 教授 西村 尚之	2	<p>地域自然環境の大部分は、人間の活動と密接に関係している。また、地域文化や地域景観の形成においては自然環境が重要な要素の一つとなっている。そこで、本講義では、経済活動、企業経営、産業振興などの諸人間活動において、地域自然環境を保全しつつ持続的な発展を目指すための諸施策・政策と今後の方向性、及びその基盤となる生物・環境資源の現状、生態系サービスと生物多様性の保全、長期生態系モニタリングなどについて論究する。なお、本講義は、野外見学や実地演習を中心に行う。</p>
企業・産業分析スキル特論 教授 杉山 学 准教授 大野 富彦 准教授 新井 康平 他	2	<p>「金融ビジネスの基礎から実際まで」のサブテーマのもと、市民向け大学院「サテライト高崎」で開講される科目である。株式、債権、投資信託等の金融商品、不動産、国際商品（貴金属・農産物・工業製品等）、各種保険、公的年金に至るまで、投資・貯蓄ポートフォリオを自ら構築・運用するために必要となる様々な投資・貯蓄対象の仕組み、税制、価格形成メカニズムについて学ぶとともに、それらを用いて自らの資産運用（節税・相続税対策を含む）や他人の運用アドバイスができるだけの分析スキルや意思決定能力を養成する。（本講義は、群馬大学社会情報学部棟及び野村證券株式会社高崎支店で行います。）</p>
先端応用情報学特講A～H	1	<p>先端的な社会情報学・応用情報学の内容を取り扱う講義であり、社会や学界の動向などを踏まえて研究科の判断により適宜開講される講義である。内容及び時期などは、掲示を参照すること。</p>
数理モデリング特論 准教授 松井 猛	2	<p>複数の人間が存在し、各人がそれぞれの目的を持って意思決定を行うとき、その結果は自らの決定だけでなく他の人々がどのような意思決定を行ったかに依存して決まる、という相互の意思決定の分析手法について学ぶことを目的とする。このようなゲーム的状況における意思決定現象を解明する能力を身につけることができる。相互の意思決定の分析手法として、ゲーム理論、特に非協力的ゲーム理論の基礎と応用を学ぶ。内容は、戦略形ゲーム、展開形ゲーム（繰り返しゲームを含む）、これらのゲームについての解概念としてNash均衡、部分ゲーム完全均衡、逐次的均衡などである。これらの諸概念を用いた応用例として、産業組織論及び交渉理論におけるいくつかのモデルを紹介する。更に、最近の先端研究のひとつとして、限定合理性のもとでの均衡選択の問題を論じる。</p>
社会シミュレーション特論 准教授 吉良 知文	2	<p>動的かつ不確定な要因が複雑にからみあう複合的な社会現象や社会問題を解明したり解決したりするのに有効なモデル化の考え方とシミュレーションによる解き方を学ぶことを目的とする。複雑かつ大規模な社会現象を解明するための考え方と方法を身につけることができる。経営・行政・地域の管理システムにおける課題には、動的かつ不確定な要因が複雑に複合して関連し合う問題が多い。このような問題に対しては、現象を構成要素に分割しそれら相互の関連を明確にすることでモデル化を行い、シミュレーションにより代替案相互の評価分析を進めるアプローチが有効である。待ち行列モデルなど具体例を通じて、このようなモデル化の考え方の基本である時間経過・確率的要素のモデル化方法などを学ぶとともに、シミュレータを利用した計算機によるシミュレーションの基本的技法を学ぶ。</p>
意思決定科学特論 教授 富山 慶典 教授 岩井 淳	2	<p>意思決定科学に関する最近の研究成果を踏まえて、情報通信技術（ICT）を駆使した意思決定支援について学ぶことを目的とする。現実の意思決定過程についての深い洞察力を身につけることができ、ICTを活用してそれを改善する能力を養うことができるようになる。選好にもとづく意思決定過程を基盤とした個人的意思決定と集合的意思決定の理論と方法を対象とし、数理的・実験的・情報処理的なアプローチによる最新の研究成果を包括的に学ぶ。主な内容は、不確実性の下での意思決定、最適集団意思決定と情報集積（コンドルセ陪審定理とその展開）、個人的選好情報の集約（社会的選択理論と投票理論）、集合的判断論（推論的ジレンマや混合動機問題）、意思決定支援などである。なお、相互の意思決定については別科目「数理モデリング特論」で学ぶ。</p>
オペレーションズ・リサーチ特論 教授 杉山 学	2	<p>社会の情報化が進むにつれ、ますます多種多様な情報があふれている。適正な意思決定を下すためにも、また、意思決定の根拠を他の人達に理解してもらうためにも、あふれる情報の中から、重要な情報を導き出し、決定を支援するための科学的なアプローチは必要であり、かつ、重要である。本講義では、科学的な問題解決の考え方や道具としてのオペレーションズ・リサーチや経営科学におけるモデルを用いた考え方や方法をより深く習得することを目的とする。そのために、数理モデルによる問題の定式化、モデルの最適化、得られた解決案の実施と改善の過程について詳しく論ずる。</p>

科目名・担当	単位数	講 義 内 容
メカニズム・デザイン特論 准教授 松井 猛	2	大学院レベルのマクロ経済学は、応用ミクロ経済学としてのミクロ経済学的分析が不可欠になっている。そこで、経済学の基礎としての位置づけがミクロ経済学にある。本講義は、まず始めに、経済学的思考をマスターし、ミクロ経済学、ゲーム理論の基本的概念と理論を勉強し、大学院レベルでの応用力に備える。ミクロ経済学では、消費者理論、生産者理論、完全競争理論、ゲーム理論的分析を含めた不完全競争理論、純粋交換理論と生産を含めた一般均衡理論を学ぶ予定である。また、経済分析のための数学についても復習する。更に時間的な余裕があれば、先端的な経済理論研究に関する論文を講読し、それらを拡張した新たな知見を得ることを目指す。
社会統計学特論 准教授 高木 理	2	社会統計学は広義には、社会科学に限らず、心理学や行動科学など、実世界の状況を把握し問題を解決するための統計学である。データを収集し、分析することによりデータから情報を抽出すること、更に分析結果の解釈と実地へのフィードバックまでの全過程について、適切な知識・技術を身につけることを目的とする。アンケート調査法、実験計画法などデータ収集法についてまとめる。取り上げる統計手法は、重回帰分析や主成分分析などの古典的多変量解析手法にとどまらず、因子分析や時系列解析も取り扱う。理論とともに、Rを用いて実際のデータ解析を行えるようになることを目標とする。
社会実証特論Ⅰ 准教授 新井 康平 非常勤講師 浅尾 高行	2	実証分析を行うための調査設計及びそのための基本的な統計技法を講義・演習する。具体的には、回帰分析及びそれに関連した諸問題（不均一分散、多重共線性、内生性など）への対処法や、ロジット・プロビットモデルなどを用いた質的変数モデルの分析、並びに時系列分析について、演習を交えながら、学習する。
社会実証特論Ⅱ 准教授 永野 清仁	2	社会実証特論Ⅰの内容を踏まえて、実証分析を行うための統計技法を講義・演習する。特に因果関係の特定に焦点を当てつつ、操作変数法をはじめ、パネル・データを用いた、差分の差分析・固定・変量効果モデルや、マッチング法、不連続回帰などの高度な計量経済学の技法を学ぶ。更に、因子分析、共分散構造分析のような計量心理学の技法についても、履修者の興味・関心を踏まえて選択的に学習すると同時に、その演習を実施する。
経済情報特論 准教授 坂本 和靖	2	経済現象を客観的・数量的に分析するためには、公的統計（官庁統計）、金融統計、企業財務データをはじめとする様々な経済情報を利用することが不可欠である。また、必要なデータが存在しない場合には、統計調査を設計・実施してデータ収集することが必要になる。実際に多くの公的機関、金融機関、シンクタンク等では、データの収集や分析を行っている。 統計情報を適切に利用するためには、データの作成方法と分析方法に関する理解が重要である。講義では、統計調査法の理論、統計調査のデザイン、国民経済計算、人口統計、世帯統計、労働力統計、物価統計など重要な公的統計を活用した経済構造データ分析、世界開発報告などの国際経済情報を経済分析に活用する方法など重要なトピックの中から、いくつかのテーマを選んで講義する。
公共システム特論 准教授 小竹 裕人	2	政策研究をエビデンスベースで行うためのいくつかの手法について講義する。自治体間の比較研究の入門として比較法などの定性的手法を行う。自治体データを用いた回帰分析をはじめとした定量的手法、GIS(地理情報システム)を使った空間分析までをターゲットとする。政策を分析するには経済学では抽象されがらな空間を考慮に入れた分析手法も必要である。たとえばフードデザート問題や限界集落の実態を解き明かすためには、地理情報システムを使用する必要がある。分析ツールとしては、OSに依存しないRとQGISを用いる予定である。
現代メディア特論 准教授 河島 基弘	2	社会学や人類学の知見を援用して、現代文化の様々な問題を考察する。テーマとしては「ソフト・パワー」「文化帝国主義」「ナショナリズム」「グローバリゼーション」などが考えられる。考察の際、メディアの使い方と使われ方、その影響力などが有力な切り口となる。たとえば、強制や誘導ではなく文化的魅力によって、こちらが望むことを相手に自発的にさせる力である「ソフト・パワー」を取り上げる場合、日本のマンガやアニメ、映画が世界でどのように受容され、それが日本のイメージや経済的利益の向上にどのように役立っているのかを見る。受講者の発表を基にした議論に重きを置きたい。
身体メディア特論 教 授 末松 美知子	2	人間にとって最古のメディアである身体を、西洋と東洋の身体観、心と身体、言語と身体、リアリティと身体などの視点から考察する。まず心身二元論の基本を確認した上で、身体を様々なに駆使、あるいは、拡張して演じられる古今東西の舞台表象を手がかりに、メディアとしての身体を社会的・文化的文脈に位置づけながら議論する。
言語メディア特論 教 授 高山 利弘	2	古代の日本にあっては、社会の様々な情報は、口頭での伝承、あるいは真名字（漢字）、片仮名・平仮名など、様々な立場を反映した文字表記を用いた文献として後世に伝えられてきた。 この講義では、おもに文学作品や貴族日記・記録などの古典的文献の解説を通して、その背景にある歴史や伝承などの様々な「情報」を抽出する。文字表記の問題、社会的背景や地域的問題などを視野に入れた文化論的な視点から検討を加え、古代社会の諸相について考察する。

科目名・担当	単位数	講義内容
社会倫理特論 教授 山内 春光	2	情報社会における倫理問題、すなわち人はそこでどうあるべきか、どのように生きるのが善いか・正しいか・幸せかという問い、の追求は、単なる通念的な道徳としての情報倫理の把握で事が足りるとされるようなものではない。デジタルメディア社会において情報とは、人とは何であるのか、善悪・正義・幸福とはどのようなものとしてあり得るのかといったことの、哲学的・倫理学的な問い合わせが、そこには必要である。そうした問い合わせの一つの実践として、倫理思想史上の古典的文献を読み直すを通じ、人の在り方・生き方のより深い次元での意味や価値またそのような意味での倫理の発見を目指す。
言語コミュニケーション特論 准教授 井門 亮	2	言語を媒介としたコミュニケーションについて、語用論を中心に言語学の観点から検討し、発話が解釈される過程と、その過程を支配している原理について考える。まず文献の輪読を通して、含意、会話の公理、協調の原理、発話行為といった語用論の基礎概念を確認した上で、人間の発話解釈能力の解明を目指したモデルである関連性理論について学ぶ。そして関連性理論に基づいて具体的な言語表現の分析を行い、ことばの意味、発話によって伝達された明示的・非明示的意味の解釈、ことばの意味と伝達内容のギャップ、人間のコミュニケーション能力などについて考察する。
公法特論 准教授 藤井 正希	2	公法とは、主として国家と国民との関係を規律した法のことであり、最も狭い意味では憲法と行政法とを指す。本講義では、国家の根本法であり最高法規でもある憲法の理解を第一の目標とする。その際には、学部レベルの憲法の基礎知識を再確認するとともに、社会情報学研究科の講義であることから、特に“マスメディアと憲法”について深く考察していく。教科書としては『マスメディア規制の憲法理論—「市民のためのマスメディア」の実現』（敬文堂）を使用する。また、生きた法とも言える判例（とりわけ最高裁判例）も十分に活用していきたい。大学院の講義は単なる知識の伝達であってはならず、新しいものを生み出す創造力の涵養の場でなければならない。一生の財産となる創造力の習得が本講義の最終目標である。
私法特論 教授 前田 泰	2	私法に関する基礎知識を踏まえて、不法行為や身分行為を含めた私法上の諸行為の成否及び効力を決定する様々な主觀的要件を横断的に整理し、意思能力及び行為能力の観点からこれらを検討することにより、市民法体系における権利主体及び行為主体の意義を考える。受講生が調査・研究の成果を発表する形式である。
行政法特論 教授 西村 淑子	2	行政法に関する基礎的知識を確認するとともに、行政法総論と行政救済法の分野について理解を深める。行政法の総論では、法律による行政の原理、行政裁量、行政行為、行政立法、行政手続、情報公開・個人情報保護について、行政救済法では、行政事件訴訟、国家賠償、行政不服審査についてとりあげる。本授業では、行政法に関する個別のテーマについて、受講生が、調査・研究し、発表した内容を踏まえて、議論する。
行政学特論 准教授 北村 純	2	行政学の研究史を踏まえつつ、この分野におけるいくつかの有力な研究文献を集中的にとりあげる。講義は研究文献が(a)行政学の理論・モデル・方法をどのように扱っているか、(b)事実・データ（実証）と理論の関係をどのように捉えているかについて精査することを目的とし、更に(c)研究により得られた知見は（政府の）実務にどのように適用され得るかについて検討したい。講義でとりあげる研究文献は電子シラバスにおいて指示する。
経営管理特論 准教授 大野 富彦	2	本講義は、企業が価値を創造し成長することはどういうことかといった、経営の根幹といえるテーマについて、2つの部分に分けて検討していく。前半は、テキストを用いて経営理論を修得し価値創造の在り方を理解する。後半は、観光地経営の価値創造に焦点をあて、それをサービスの観点からアプローチする。サービスには、無形性、生産と消費の同時性等の特徴があり、それらを踏まえた戦略構築やマネジメントが必要となる。講義全体を通じて、ケース・スタディやディスカッションを取り入れて理解を深めていく。
特別研究Ⅰ（全担当教員）	4	特別研究のテーマを選び、現実問題との接点を明確にしながらケース・スタディを開拓する。その際、社会情報学によるアプローチが有効かつ実践的であることを明らかにするとともに、方法論の確立、フィールドワーク、各種調査の設計等を中心論文作成の指導を行う。
特別研究Ⅱ（全担当教員）	4	特別研究Ⅰを踏まえた学生の個々の研究テーマについて実践的な研究を行い、論文作成の指導を行う。
特別研究Ⅰ（情報） (担当教員)	4	テーマを決め、そのテーマに関する論文や書籍等の講読を行い、それらに関して検証や実証あるいは批判などを通じて、テーマに関する現在の状況や、それが社会に及ぼす影響等を検討する。更にこれらを踏まえて、実地調査、実験、試行等を通して、現実問題について検討する。
特別研究Ⅱ（情報） (担当教員)	4	特別研究Ⅰに引き続き、論文、書籍の講読を行う。更に、現実問題との接点を明確にしながらケース・スタディを開拓する。その際、社会情報学によるアプローチが有効かつ実践的であることを明らかにするとともに、方法論の確立、フィールドワーク、各種調査の設計等を行う。

3 修士論文の提出等要領

- (1) 審査用修士論文作成・提出要領
 - ① 2年次生は、当該年度4月末日までに論文の題目及び研究概要を、別に定める方法により電子登録する。（次年度秋季修了予定者については10月末日までに行う。）
 - ② 修士論文の作成は、別途研究科教授会が定める作成・提出要領に従い作成し、1月第3木曜日までに指導教員の確認を得て教務係（大学院担当）へ提出する。（秋季修了予定者については7月第3木曜日までに行う。）
 - ③ 提出部数は3部とする。
- (2) 修士論文の最終提出要領
 - 修士論文のPDFファイルは別に定める方法により電子登録し、印刷物3部は学位記授与式の2週間前までに教務係（大学院担当）へ提出する。

4 修士論文発表会実施要領

- (1) 中間発表
 - ① 趣旨
中間段階において、指導教員以外の広い視野から、研究テーマに関する様々な示唆を得ることによって、より良い論文作成の糧とするためを行う。
 - ② 対象者
当該年度に修士論文提出予定のある者全員が必ず行うこと。
 - ③ 日程
第1回（7月・8月）・第2回（10月・11月）の指定する日。ただし、秋季修了予定者については、第1回（1月・2月）・第2回（4月・5月）の指定する日とする。
 - ④ 公開方法
日時、場所、発表者、題目などを事前に掲示する。
- (2) 最終発表（最終試験）
 - ① 趣旨
次年度以降に修士論文を作成する学生を含め、多くの教員、学生に対して情報を共有するとともに、併せて最終試験を行うものとする。
 - ② 対象者
論文審査に合格した者とする。
 - ③ 日程
2月第3土曜日を原則とする。ただし、秋季修了予定者については、8月に実施する。
 - ④ 公開方法
発表標準時間は1名当たり35分（発表時間20分、質疑応答15分）とし、発表要旨（レジュメ）資料は、各自が50部程度を用意する。なお、日時、場所、発表者、題目などを事前に掲示する。

5 高等学校教諭専修免許状(情報)について

高等学校教諭一種免許(情報)を既に取得済又は申請資格を有する者は、教育職員免許法別表第1(第5条関係)に規定する所定の単位を修得することにより、高等学校教諭専修免許状(情報)を取得することができます。免許状申請に必要な単位数等は、以下の表のとおりです。

授業科目	単位数	備考
コミュニケーション特論	2	
情報処理特論	2	
情報ネットワーク特論	2	
情報セキュリティ特論	2	
地域情報特論	2	
数理モデリング特論	2	左記授業科目から24単位以上修得
社会シミュレーション特論	2	
意思決定科学特論	2	
社会実証特論II	2	
特別研究I(情報)	4	
特別研究II(情報)	4	

○ 教育職員免許法別表第1(第5条関係)抜粋

第1欄		第2欄	第3欄		
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
高等 学校 教諭	専修免許状		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に 関する科目
	1種免許状	学士の学位を 有すること	20	23	40
			20	23	16
備考					
1~6 略					
7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種 免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院 の課程又は専攻科の課程において修得したものとする。					
8~9 略					

6 諸手続等

(1) 事務組織

事務組織は、本研究科と社会情報学部の事務を所管し、次のとおりとなっています。

事務長一副事務長－総務係（授業料に関すること）

教務係（授業、学業成績、留学、証明書発行事務を担当）

(2) 諸手続等

① 証明書関係

成績証明書 単位修得証明書 調査書	交付を希望する3日前までに、所定の証明書発行願により、教務係（大学院担当）へ申し込む。
在学証明書 修了見込証明書 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	学生センター設置の自動発行機により発行する。

- ② 追試験・・・病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなくなった場合には追試験を願い出ることができる。具体的な手続きは教務係（大学院担当）へ照会すること。
- ③ 学生指導関係・・・休学、退学、転学、復学については、主指導教員へ相談の上、手続すること。
- ④ 授業料免除、奨学金関係・・学務部学生支援課（教養教育G A棟1階）へ照会すること。
- ⑤ 就職関係・・学務部学生支援課キャリアサポート室（学生食堂南の建物）へ相談すること。

7 休講措置

台風により「暴風警報」又は「大雨警報」、大雪により「暴風雪警報」又は「大雪警報」が、前橋市に発表された場合の授業等は、原則として次のとおりとなります。

- (1) 午前6時の時点で警報が発表されている場合には、午前の授業を休講とする。
- (2) 午前10時の時点で警報が発表されている場合には、午後の授業を休講とする。
- (3) 午後3時の時点で警報が発表されている場合には、夜間の授業を休講とする。
- (4) 授業開始後に警報が発表された場合には、次の時限以降の授業を休講とする。

休講措置等の連絡は、教務システム、本研究科ホームページ、緊急連絡メール及び学内掲示板により行いますので注意してください。メールアドレスに変更があった場合には、速やかに届け出ること。

8 群馬大学大学院学則（抄）

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、群馬大学学則（平成16年4月1日制定）第5条第2項の規定により、群馬大学大学院（以下「本大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科又は専攻ごとの人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に關し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

(研究科及び学府)

第4条 本大学院に、次の研究科及び学府を置く。

教育学研究科

社会情報学研究科

医学系研究科

保健学研究科

理工学府

2 (略)

3 (略)

4 教育学研究科及び社会情報学研究科の科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。

5 (略)

(課 程)

第5条 教育学研究科、社会情報学研究科及び医学系研究科に修士課程を、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府に博士課程を、教育学研究科に専門職学位課程を置く。

2 (略)

3 修士課程及び博士前期課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 (略)

5 (略)

(専攻及び収容定員等)

第6条 本大学院各研究科及び学府の専攻及び収容定員等は、次のとおりとする。

研究科及び学府	課程	専攻	入学定員人	収容定員人
教育学研究科	(略)	(略)	(略)	(略)
社会情報学研究科	修士課程	社会情報学	14	28
医学系研究科	(略)	(略)	(略)	(略)
保健学研究科	(略)	(略)	(略)	(略)
理工学府	(略)	(略)	(略)	(略)

(修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学期を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前学期及び後学期の期間を変更することがある。

(休業日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号までの休業日の期間は、各研究科長及び学府長の申出に基づき学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

第4章 教育課程等

(教育課程)

第10条の2 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

3 本大学院における授業科目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各研究科等において開設する授業科目
- (2) 全研究科等を対象とした大学院共通の授業科目（以下「大学院共通科目」という。）

(教育方法)

第11条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業科目)

第12条 各研究科等における授業科目、単位数は、各研究科等が別に定める。

2 大学院共通科目は、群馬大学大学院共通科目に関する内規の定めるところによる。

3 各研究科等が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方を併用により行う場合

の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、1年間の授業時間を考慮して当該研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 各研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科等は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法)

第13条 各研究科等における履修方法は、別に定める。

2 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ研究指導担当の教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならぬ。指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

第13条の2 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生に、群馬大学学則（平成16年4月1日制定。以下「本学学則」という。）第35条に規定する開設授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

第14条 各研究科等において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

第15条 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に、当該他の大学院又は研究所等において研究指導の一部を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生の当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(副指導教員)

第15条の2 各研究科等において、教育研究上有益と認めるときは、当該研究科等の教員及び他の研究科等の教員を副指導教員として、学生に、研究指導の一部を受けさせることができる。

2 前項の規定による副指導教員は教授をもって充てるが、各研究科等において教育研究上必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第16条 各研究科等においては、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位は、10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条の2 各研究科等は、当該研究科等の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修の期間は、第42条に定める在学年限を越えることはできない。

(教育方法の特例)

第17条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修の認定)

第18条 授業科目の履修単位は、試験（口頭又は筆答）又は研究報告により認定するものとする。

- 2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。
- 3 各授業科目的試験又は研究報告の成績は、評語によりA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、不合格の科目については再試験を受けることができる。
- 4 各科目履修の認定は、学期の終わりに行うものとする。

(学位論文の審査)

第19条 修士課程及び博士前期課程の学位論文の審査は、当該教授会で選定する3人以上の教授が行うものとする。

ただし、当該教授会が必要と認めたときは、准教授をもって代えることができる。

- 2 (略)
- 3 (略)

- 4 前3項の学位論文の審査に当たっては、当該教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所定の単位を修得した者で、学位論文の審査に合格した者につき、当該教授会が口頭又は筆答により行うものとする。

第5章 課程修了及び学位授与

(修士課程修了の認定)

第21条 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格によって行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と各研究科等において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了の認定)

第22条 (略)

(専門職学位課程修了の認定)

第22条の2 (略)

(学位授与)

第23条 前3条により課程修了の認定を得た者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育学研究科 修士(教育学)、教職修士(専門職)

社会情報学研究科 修士(社会情報学)

医学系研究科 修士(生命医科学)、博士(医学)

保健学研究科 修士(保健学)、修士(看護学)

博士(保健学)、博士(看護学)

理工学府 修士(理工学)、博士(理工学)

- 2 (略)

- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する学校の種類ごとの教諭一種免許状を有する者で、当該免許状に係る専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要単位を修得しなければならない。

- 2 (略)

第6章 入学、休学、退学、進学等

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させことがある。

(入 学 資 格)

第26条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上ある課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

2 (略)

(進学又は編入学資格)

第27条 (略)

(入学志願手続)

第28条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書に関係書類を添付し、学長に提出するものとする。

(合格者の決定)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

(入 学 手 続)

第30条 合格者は、定められた期日内に所定の手続きを経て、入学料を納入するものとする。この手続きを怠る者は入学を許可しないことがある。

(休 学)

第31条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、学長の許可を得て引き続き休学することができる。

4 休学期間は、通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年
医学系研究科博士課程においては4年を超えることができない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復 学)

第32条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前においてその理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(在 学 延 長)

第33条 各研究科等において、第7条に規定する標準修業年限以上在学し、課程を修了しないときは在学延長を願い出
ることができる。

(退 学)

第34条 病気、その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

第35条 学長は、学生が病気その他の理由で成業の見込みがないと認めたときは退学させることがある。

(留 学)

第36条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第7条の修業年限に算入することができる。

3 第14条及び第15条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(博士課程への進学)

第37条 本大学院博士前期課程を修了し、引き続き、当該博士後期課程に進学を志望する者については、別に定める
ところにより選考の上、進学を許可する。

(再 入 学)

第38条 第34条の規定により、本大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、許可することができる。

(転 専 攻)

第39条 同一研究科内において転専攻を志望する者があるときは、学期の始めに限り、許可することができる。

(転 学)

第40条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、転学願を提出して学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者があるときは、学期の始めに限り、許可することができる。

(再入学、転専攻及び転学の場合の取扱い)

第41条 前3条の規定により入学等を許可された者の在学すべき年数及び既修得単位の取扱いについては、研究科長
及び学府長が定める。

(在 学 年 限)

第42条 本大学院における最長在学年限は、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程においては4年、医学系研究
科博士課程においては8年、博士後期課程においては6年とする。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平
成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）の定めるところによる。

(停学中の者の授業料)

第44条 停学中の者は、停学期間中の授業料を納めなければならない。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第45条 入学料及び授業料については、別に定めるところにより免除及び徴収猶予することができる。

(検定料等の返還)

第46条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

- 2 費用規程第3条第4項の規定に基づいて入学を許可するときに授業料を納入した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納入した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。
- 3 費用規程第3条第3項及び第4項の規定に基づいて前期分授業料を納入の際、後期分授業料を併せて納入した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還するものとする。

第8章 教員組織

(教員組織)

第47条 各研究科等における授業及び研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第9章 教授会

(教授会)

第48条 各研究科等に、教授会を置く。

- 2 前項の教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生

(特別研究学生)

第49条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により研究指導を受けることを認められた学生を、特別研究学生と称する。

(特別聴講学生)

第50条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、各研究科等において当該他の大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により各研究科等の授業科目の履修を認められた学生を、特別聴講学生と称する。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第51条 科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生については、本学学則の規定を準用する。

(特別聴講学生等の検定料及び入学料)

第52条 特別聴講学生及び特別研究学生(以下「特別聴講学生等」という。)の検定料及び入学料は、徴収しないものとする。

(特別聴講学生等の授業料)

第53条 特別聴講学生等の授業料は、公立又は私立の大学院の学生であるときは、特別聴講学生にあっては聴講生と同様とし、特別研究学生にあっては研究生と同様とし、国立大学の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生等の授業料について相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定を本学と締している公立又は私立の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

- 3 第1項に定める授業料の徴収方法は、本学学則第69条第2項及び第3項の規定を準用する。

第54条 第46条の規定は、特別聴講学生等に準用する。この場合において、同条第2項中「費用規程第3条第4項の規程に基づいて」とあるのは「本学学則第69条第3項の規程に準じて」と読み替えるものとする。

第11章 特別の課程

第55条 本大学院は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 雜 則

第56条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、本学学則を準用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 (略)

3 (略)

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

9 群馬大学学位規則(抄)

平成16. 4. 1	制	定
改正 平成19. 4. 1	平成20. 4. 1	
平成23. 11. 1	平成24. 4. 1	
平成25. 4. 1	平成25. 4. 24	
平成25. 9. 26	平成26. 4. 1	

第1章 目的

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 (略)

3 修士の学位は、次のとおりとする。

修士（教育学）

修士（社会情報学）

修士（生命医科学）

修士（保健学）

修士（看護学）

修士（理工学）

4 (略)

5 (略)

第3章 学位の授与の要件

第3条 (略)

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第4章 課程の修了による学位の授与

第4条 前条第2項、第3項及び第5項の規定により、課程修了の認定を得た者については、本学大学院学則の定めるところにより学位を授与する。

第5章 論文提出による学位の授与

第5条 (略)

第6章 課程の修了及び論文の審査の決議

第6条 各教授会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより課程の修了の可否、第3条第4項の規定によるものについてはその論文の審査の合否について議決する。

2 前項の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 3 前項の教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 海外旅行中及び休職中の構成員は、前項の数には算入しない。

第7章 学長への報告

第7条 各教授会が第6条の議決をしたときは、当該研究科長及び学府長は、速やかに文書により、学長に報告しなければならない。

第8章 学位記の交付

第8条 学長は、本学学則第51条の規定により卒業を認定した者並びに前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第5項の規定によるものについては、課程修了の可否、第3条第4項の規定によるものについては、その論文の合否及び学力確認の可否について決定し、授与の要件を満たす者には学位記を授与するものとする。

第9章 論文要旨の公表

第9条 (略)

第10章 学位論文の公表

第10条 (略)

第11章 学位の名称

第11条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

- 2 学位記の様式は、別表第1から第5までのとおりとする。

第12章 学位授与の取消

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該教授会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- 2 前項の議決については、第6条の議決の場合と同様に行うものとする。

第13章 学位授与の報告

第13条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 (略)
3 (略)

附 則

この規則は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
2 (略)

別表第1 (略)

別表第2-1

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府の学位論文審査）

Gunma University		修第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		群馬大学 印 学位記
_____ (Name) _____ Date of Birth: _____		_____ (氏名) _____ _____ 年 ____ 月 ____ 日生
The degree of Master of _____ Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the (日) Day of (月), (年)		本学大学院 _____ (研究科又は学府) _____ 専攻の _____ 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最 終試験に合格したことを認める 群馬大学大学院 _____ 研究科長 _____ (氏名) 印 (_____ 学府長)
_____ (Name) Dean, Graduate School of _____ _____ (Name) President, Gunma University		本学の修了を認め修士 (_____) の学位を授与する _____ 年 ____ 月 ____ 日 群馬大学長 _____ (氏名) 印

(規格 A3)

- 別表第2-2 (略)
別表第3-1 (略)
別表第3-2 (略)
別表第4 (略)
別表第5 (略)

10 群馬大学大学院社会情報学研究科規程

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び群馬大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究科は、人文・社会科学と情報科学に関する学識を兼ね備え、現代社会の多面的な諸問題に対する洞察力をもってその解決に関与できる高度専門職業人及び実践的研究者としての基礎学力の涵養を目指し、社会人再教育と留学生受入れを含めて地域社会や国際社会に貢献することを目的とする。

(授業科目及び履修方法等)

第3条 研究科における専攻、授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

(指導教員)

第4条 研究科長は、学生の研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(履修科目の届出)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、研究科長が教育上特別の必要があると認める場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(修了要件)

第7条 研究科の修了要件は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めたときは、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、専攻の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の提出等)

第8条 研究科の第2学年 在学し、所定の単位を修得した者又は当該年次の学年末までにこれを修得見込みの者は、第2学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定により在学期間の短縮を認められた者にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学年の所定の期日までに、修士論文を研究科長に提出することができる。

3 前条第2項の規定により審査を受けようとする場合は、所定の期日までに研究の成果を発表するものとする。

(学位の授与)

第9条 研究科を修了した者には、群馬大学学位規則の定めるところにより、修士（社会情報学）の学位を授与する。

(特別研究学生)

第10条 大学院学則第49条に定める特別研究学生に関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第11条 大学院学則第50条に定める特別聴講学生に関しては、別に定める。

(科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生)

第12条 大学院学則第51条に定める科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関しては、別に定める。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

専攻	区分	授業科目名	単位 講義 演習	履修方法
社会情報報学科	共通基盤科目	◎ 社会情報学特論 コミュニケーション特論 理論社会学特論	※ 2 2 2	1. 共通基盤科目から8単位以上 (ただし、社会情報学特論2単位、課題解決 プロジェクトあるいは論文作成セミナー2単位、 応用情報学系科目2単位を含む)。 2. 社会情報システムデザインコース科目、 メディア社会構想コース科目のいずれかの領域 から6単位以上。 3. 特別研究 8単位 合計 30単位以上修得
		情報処理特論 情報ネットワーク特論 情報セキュリティ特論	※ 2 2 2	
		調査技法特論Ⅰ 調査技法特論Ⅱ	※ 1 1	
		課題解決プロジェクト 論文作成セミナー	※ 2 2	
		地域情報特論 環境科学特論 地域自然環境特論 企業・産業分析スキル特論	※ 2 2 2 2	
		先端応用情報学特講A 先端応用情報学特講B 先端応用情報学特講C 先端応用情報学特講D 先端応用情報学特講E 先端応用情報学特講F 先端応用情報学特講G 先端応用情報学特講H	1 1 1 1 1 1 1 1	
		数理モデリング特論 社会シミュレーション特論 意思決定科学特論 オペレーションズ・リサーチ特論 メカニズム・デザイン特論	※ 2 2 2 2 2	
		社会統計学特論 社会実証特論Ⅰ 社会実証特論Ⅱ 公共システム特論 経済情報特論	※ 2 2 2 2 2	
		現代メディア特論 身体メディア特論 言語メディア特論 社会倫理特論 言語コミュニケーション特論	2 2 2 2 2	
		公法特論 私法特論 行政法特論 行政学特論 経営管理特論	2 2 2 2 2	
専攻	特別研究	◎ 特別研究Ⅰ ◎ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅰ(情報) 特別研究Ⅱ(情報)	※ 4 4	
			※ 4	

◎印は必修科目、無印は自由選択科目を示す。

※印は高等学校教諭専修免許状(情報)を取得するために必要な科目を示し、同免許状を取得しようとする者は、特別研究Ⅰ(情報)及び特別研究Ⅱ(情報)の8単位を含む合計24単位以上を修得すること。

11 群馬大学大学院社会情報学研究科の短期修了に関する内規

平成 26. 4. 1
制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第7条ただし書の規定に基づき、群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「本研究科」という。）の短期修了（在学期間を除く研究科規程第7条本文の修了要件を満たし、かつ、優れた研究業績を上げた者と研究科教授会が認め、1年以上の在学期間で研究科を修了することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

(要 件)

第2条 優れた研究業績を上げた者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特別研究Ⅰ・特別研究Ⅱを含む所定の単位をすべて修得し、かつ、優秀な成績を修めていること。
- (2) 修士論文の内容が優れていると認められ、合格と判定されていること。
- (3) 修士論文最終発表会（2回の修士論文中間発表会を含む。）において、合格と判定されていること。
- (4) 国際会議又は論文誌に、査読付きの論文を1編以上発表している又はこれに相当する研究業績を上げていること。

(短期修了候補者)

第3条 短期修了を希望する者は、次の各号のいずれかの要件を満たした場合は、指導教員及び副指導教員の了承を得た上で、短期修了の計画を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 入学前3年以内に査読付きの論文の公表又は口頭発表等で表彰されているその他の優れた研究業績を上げていること。
 - (2) 学士課程の成績が、極めて優秀（別に定める基準を満たしていること。）で、かつ、卒業論文が優れていると指導教員及び副指導教員が認めていること。
- 2 前項の短期修了の計画を提出した者は、短期修了候補者として、通常のスケジュールに則して修士論文の作成を行う。

(短期修了の判定)

第4条 短期修了候補者が優れた研究業績を上げた者と研究科長が認めた場合は、研究科教授会で審議し短期修了の可否を判定する。

2 研究科長は、前項で短期修了を可と判定をされた者を学長に申請する。

(修了の時期)

第5条 短期修了の時期は、3月又は9月とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、短期修了に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

社会情報学研究科・社会情報学部教員研究室等配置図

社会情報学部棟

		教養教育棟				GA棟 2F				GA棟 2F			
		トイレ		演習室		演習室		演習室		演習室		演習室	
6F		女子	男子	612	演習室	611	演習室	610	演習室	204	石川	207	西村尚之 Tel.7433
藤井 Tel.7496		607 北村 Tel.7480	606 大野 Tel.7525	605 永野 Tel.7523	604 杉山 Tel.7522	603 新井 Tel.7524	602 松井 Tel.7527	601 坂本 Tel.7520					
5F		女子	男子	512 教育・研究センター(鶴島) Tel.7471	511 マルチメディア実験室	510 情報行動実験室							
伊藤 Tel.7460		507 河原 Tel.7470	506 高山 Tel.7468	505 山内 Tel.7467	504 山内 Tel.7493	503 小竹 Tel.7497	502 西村淑子 Tel.7492	501 松宮 Tel.7494					
4F		女子	男子	411 システム管理室 Tel.7447	411 情報処理演習室								
岩井 Tel.7440		407 森谷 Tel.7469	406 高木 Tel.7434	405 富山 Tel.7438	404 細野 Tel.7442	403 佐渡 Tel.7436	402 柿本 Tel.7462	401 井門 Tel.7490					
3F		女子	男子	308 倉庫	307 教員控室 Tel.7414	307 教員控室 Tel.7414	306 第一会議室 Tel.7407	306 第一会議室 Tel.7406	305 第一会議室 Tel.7400				
事務係 総務係 Tel.7404, 7413, 7422, 7412 Tel.7403, 7409, 7410		FAX7405 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	副事務長 Tel.7402	301 学部長室 Tel.7400			
2F		女子	男子	207 Common Room Tel.7403	206 自習室 Tel.7419				205 講義室				
1F		女子	男子	203 大学院生研究室 Tel.7421	202 演習室	202 演習室	201 演習室	201 演習室	201 演習室	104 機械室 Tel.7662	105 電気室 Tel.7662	101 講義室	サブエンジニアリング
		女子	男子	106 講義室	106 講義室	106 講義室	106 講義室	106 講義室	106 講義室	105 機械室 Tel.7662	105 電気室 Tel.7662	101 講義室	(エレベーター Tel.7418)

大学院社会情報学研究科・社会情報学部施設利用心得

1 駐車場について

自家用車通学者については、社会情報学部棟の裏(北側)の駐車場(P 8)を利用してください。

満車の場合は、本駐車場入口を直進した駐車場(P 10)を利用してください。

正門に入った左側の駐車場(P 7)は、非常勤講師用ですので、ここには絶対駐車しないでください。

2 建物の使用の心得について

(1) 施錠について

社会情報学部棟の出入口は、電子施錠となっています。

施錠時間帯は平日18時～翌日の8時まで、土曜・日曜・祝日は終日施錠しています。

ただし、大学院生は学生証で土曜日は入館することができます。

なお、施錠時間間に建物外に一時的に出る場合は、学生証を忘れずに携帯してください。

再度入館できなくなるおそれがありますので注意してください。

※その時間以外に入りする必要があれば、指導教員に相談して許可を受けること。

(2) 喫煙場所について

この建物は、6階ベランダが喫煙場所となっています。必ずその場所で喫煙してください。

その他の場所は、全面禁煙です。

(3) 大学院生研究室について

研究室は、社会情報学部棟2階南側(203号室)及び教養教育GC棟3階(304号室)に設置しています。研究室は共同利用となっていますので、協力して有効利用してください。

研究室の設備として、ロッカー、パソコン、プリンター等を用意しています。

教養教育GC棟3階の大学院生研究室の使用については、指導教員に問合せください。

(4) 情報処理演習室(4階)及び612演習室の利用について

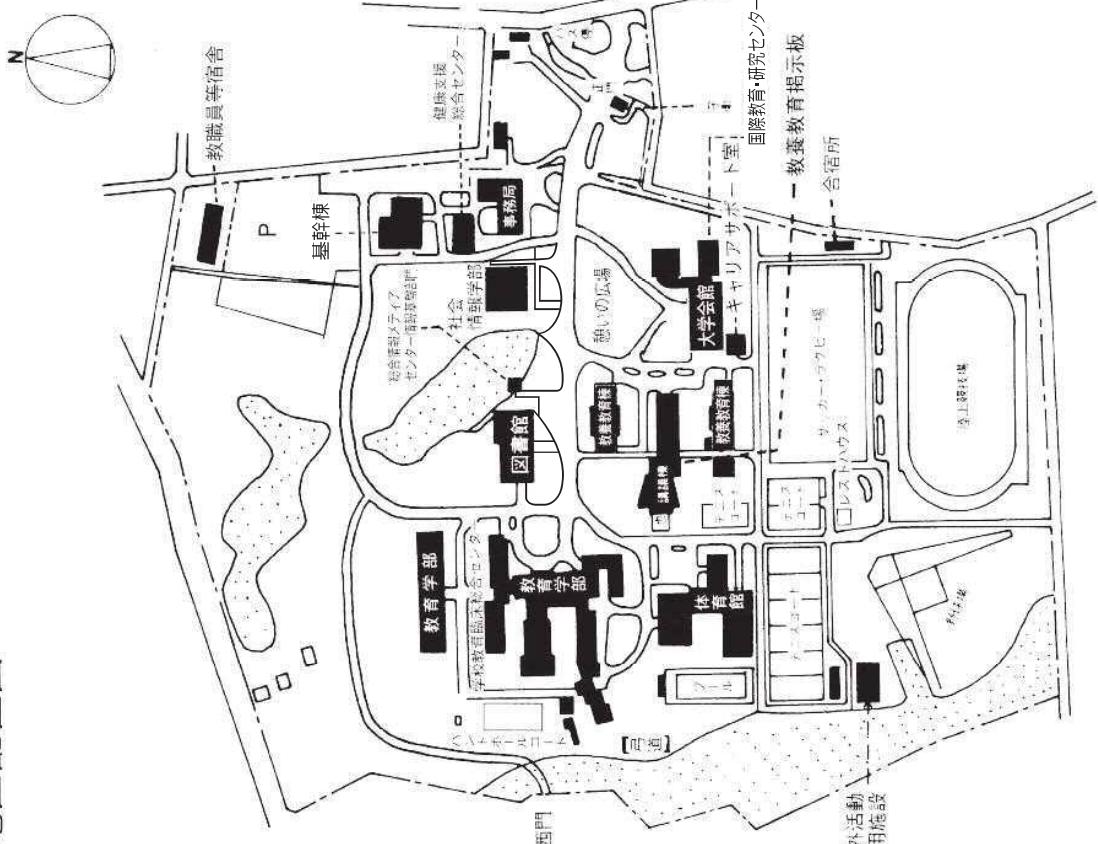
入口に掲示された開室時間内で、授業等で使用していないときは、パソコンを使用することができます。

(5) 連絡用掲示板について

各種連絡用の掲示板が社会情報学部棟2階にありますので、出校時には必ずこの掲示板を見てください。

なお、Eメールで連絡することもありますので、出校時には必ず確認してください。

荒牧地区配置図



前橋地区配置図

